

標茶町立中茶安別小中学校 いじめ防止基本方針

- 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方
- 2 いじめ防止等のために本校が実施する取組
- 3 年間指導計画



平成26年3月

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、本校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものです。

(2) いじめに対する基本的な考え方

すべての児童生徒は、かけがえのない存在であり、地域の宝です。児童生徒が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

しかしいじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

そのため、いじめは、決して許されない行為であるが、どの学校、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうるものであることを十分認識し、教職員だけではなく、すべての関係者が連携して未然防止と早期発見・早期解決に当たります。

また、いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学習や生活に取り組めるよう学校の内外を問わず未然防止に努めます。

(3) いじめ問題に対する基本的な姿勢

いじめ問題に対する基本的な姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくことが必要です。

また、いじめが生じた場合には、いじめられている児童生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。



2 いじめ防止等のために本校が実施する取組

(1) 未然防止のための取組

いじめほどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けた取組に努めます。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
- 「必要とされている」という心の居場所づくり
- いじめ問題についての保護者・地域、関係機関との連携

(2) 早期発見・早期解決に向けての取組

児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧
に児童生徒理解を進め、早期発見に努めます。また、いじめを把握した
場合には、全教職員が一致団結して問題の解決に当たります。

- いじめの早期発見のためのアンケートや面談等の実施
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- 指導方針の共通理解及び役割分担による組織的かつ迅速な対応

(3) いじめ問題に取り組むための組織

いじめの防止等の対策については、校内「適応指導委員会」の中で話し
合い、実効性のある取組に努めます。

*別添資料：適応指導委員会

(4) いじめ問題発生時の対応

いじめ問題発生時における対応ポイントを以下のとおり設定し、実効性のある対応に努めます。

- 状況の把握
(いじめの事実の正確な把握、対応方針等の確認など)
- いじめを受けた児童生徒・保護者への対応
(家庭訪問、いじめの事実や対応方針の説明、謝罪など)
- いじめた児童生徒・保護者への対応
(家庭訪問、いじめの事実や対応方針の説明、反省を促すなど)
- 学級・学年全体への対応
(プライバシーに配慮しいじめの事実を伝える、つらさの理解など)
- 関係機関との連携
(PTA、児童相談所、警察への相談と連携など)
- 教育委員会への報告
(速やかな報告、スクールカウンセラー派遣依頼、指導・助言など)
- 報道等への対応
(窓口の一本化、報道機関への要請、記者会見の設定など)

(5) いじめ問題についての点検・評価

学校におけるいじめの状況や取組に関する項目を学校評価に位置付け、評価結果を踏まえた取組の改善に努めます。

- 年2回の学校評価での点検・評価の実施
- 学校の取組に関する評価方法や時期等の検討

3 年間指導計画

主な取組内容			
相談活動	アンケート調査	生徒指導交流会	学校評価
<input type="checkbox"/> チャンス相談 (通年)	<input type="checkbox"/> いじめ実態調査 (5月、11月)	<input type="checkbox"/> 学級経営案交流 (5月)	<input type="checkbox"/> 保護者アンケート (6月、11月)
<input type="checkbox"/> 教育相談週間 (8～9月)	<input type="checkbox"/> 心の健康テスト (4月、11月)	<input type="checkbox"/> 学級経営反省 (7月)	<input type="checkbox"/> 自己評価 (7月、12月)
		<input type="checkbox"/> 教育相談結果の 交流 (9月)	<input type="checkbox"/> 学校評価委員会 (5月、8月、 2月)
		<input type="checkbox"/> 児童生徒実態交 流 (12月)	
<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内「適応指導委員会」の開催 ・ネットパトロールの定期的な実施 ・児童生徒会活動「あいさつ運動」「優しい言葉かけ運動」の推進 ・標茶町子どもいじめ根絶会議への参加 ・「あいさつ・声かけ運動」「いじめ撲滅運動」標語づくり 			

危機管理への心がけ!

☆「さしすせそ」の原則

「さ（最悪を想って）し（慎重かつ）す（素早く）せ（誠意をもって）そ（組織で対応する）」という危機管理の原則が語られます。特に、「誠意」はその後の対応を大きく左右します。「誠意」は相手を感じるものであり、「目に見える具体的な行動・改善」に努めなければなりません。

(別添資料)

適応指導委員会

1. 設置目的

問題をもつ児童生徒の特性や実態を正しく把握し、その実態に応じた適切な指導及び助言・援助を施すため、分掌の枠を超えた全校的な組織を設ける。

2. 運営方針

- ①問題行動に対し、迅速かつ適切な対応を行う。
- ②大きな援助ニーズをもつ児童生徒に対して、心理的・行動的な側面から指導・支援する。
- ③担任や保護者の孤立、指導・支援体制のずれを防ぎ、共通理解のもと一緒によりよい道を探る。

3. 対象とする問題行動

- ①反社会的行動・・・いじめや暴力、非行など社会規範からの逸脱した行動
- ②非社会的行動・・・孤立や緘黙、不登校やひきこもりなど社会参加が達成されない行動
- ③日常生活に支障をきたす行動・・・習癖や自傷行為

4. 具体的な業務内容

- ①問題をもつ児童生徒の実態把握、指導・支援・教育相談
- ②全職員への周知と協力の依頼及び事例研究
- ③資料収集、整備、保管
- ④保護者、関係機関との連携
- ⑤発達障がい及び疑いのある児童生徒の調査、検査並びに指導措置（就学指導部門）

5. 構成と組織

委員長(教頭)、担任(副担を含む)、学年代表、生徒指導部、養護教諭

※ 発達障がい及び疑いのある児童生徒の場合は特別支援コーディネーター

